

第 1 1 回 加 東 市 教 育 委 員 会 次 第

令和 8 年 2 月 2 4 日 (火) 午後 1 時 3 0 分～

加東市役所 3 階 3 0 1 会議室

1 開 会

2 教育長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 前回会議録の承認について

5 教育長報告

6 議 題

第 1 7 号議案 加東市加古川流域滝野歴史民俗資料館の無料開放について

協議事項 8 令和 7 年度加東市一般会計補正予算(第 7 号)(教育委員会関係)について

協議事項 9 加東市閉校施設条例の一部を改正する条例制定の件

協議事項 1 0 令和 8 年度加東市一般会計予算(教育委員会関係)について

7 そ の 他

- ・加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ・加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ・加東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ・加東市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- ・加東市いじめ防止基本方針の改定について
- ・加東市教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について
- ・地域クラブ活動団体の認定状況について
- ・後援名義の許可について
- ・各課主要行事予定・報告

8 閉 会

次回の定例教育委員会

日 時 令和 8 年 3 月 1 9 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から (予定)

場 所 加東市役所 3 階 3 0 1 会議室

2月定例教育委員会教育長報告

令和8年2月24日

- 1 総務文教常任委員会 2月2日(月) 於：委員会室
 - ・令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣調査の結果について
 - ・令和7年度通学路安全プログラムの報告について
- 2 令和8年度第1回代表区長会 2月2日(月) 於：201
- 3 加東市校長会 2月3日(火) 於：社学園小
- 4 播磨東人事ヒアリング 2月4日(水) 於：加古川総合庁舎
- 5 人権と協働を考える市民のつどい 2月7日(土) 於：地域交流センター
- 6 加東市PTCA実践発表会 2月8日(日) 於：地域交流センター
- 7 第4期加東市教育振興基本計画策定委員会 2月12日(木) 於：はびあ
- 8 第1回加東市全体区長会 2月13日(金) 於：国際学習塾
- 9 加東市高齢者大学閉校式 2月14日(土) 於：地域交流センター
- 10 第2回学校給食センター運営委員会 2月16日(月) 於：学校給食センター
- 11 人事評価面談及び人事ヒアリング 2月16日(月)～19日(金) 於：教育長室
- 12 加東市いじめ問題対策連絡協議会 2月17日(火) 於：501
- 13 教頭会 2月19日(木) 於：社学園中
- 14 第2回播磨東教育長会 2月20日(金) 於：オンライン
- 15 定例教育委員会 2月24日(火) 於：301
- 16 3月議会(初日2月26日 一般質問3月17日、18日、最終日3月23日)
- 17 令和7年度第5回部活動あり方検討委員会 2月26日(木) 於：社公民館
- 18 社高校卒業式 2月27日(金) 於：社高校
- 19 第20回加東市こども絵画展表彰式 2月28日(土) 於：地域交流センター

第17号議案

加東市加古川流域滝野歴史民俗資料館の無料開放について

加東市加古川流域滝野歴史民俗資料館条例（平成18年加東市条例第98号）第6条の規定に基づき、下記のとおり承認を求めらる。

令和8年2月24日提出

加東市教育長 藤原路寛

- 1 内容 加東市加古川流域滝野歴史民俗資料館の無料開放
- 2 期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 目的
 - (1) 令和8年度博物館等無料開放事業に参加し、児童・生徒に門戸を開く。
(児童・生徒の学校外活動の促進を図るため、小・中学生を対象に県内博物館等を無料開放し、こころ豊かな人づくりに資する。)
 - (2) ひょうごカルチャーパス事業に参加し、留学生を通じた国際交流を促進する。
(海外からの留学生に対し、兵庫県内にある文化・歴史施設に触れる機会を提供することにより、日本及び兵庫県に対する理解と友好関係を促進する。)
- 4 対象者
 - (1) 県内に住所を有し、又は県内の学校に在籍する小・中学生及びこれに準ずる学校の児童・生徒
 - (2) 兵庫県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、日本語学校、高等学校等に通学する留学生

協議事項 8

令和7年度加東市一般会計補正予算（第7号）（教育委員会関係）について

令和7年度加東市一般会計補正予算（第7号）（教育委員会関係）を作成するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見の申出について、協議願いたく提案する。

令和8年2月24日提出

加東市教育長 藤原 路 寛

令和7年度加東市一般会計補正予算（第7号）の概要

（単位 千円）

1 歳入

目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明
				区分	金額	
民生費国庫負担金	818,095	△ 4,135	813,960	児童福祉費負担金	△ 4,135	公定価格の変更等により、子どものための教育・保育給付費国庫負担金の減
民生費国庫補助金	160,403	△ 15,727	144,676	児童福祉費補助金	△ 15,727	小規模保育整備事業に係る保育対策総合支援事業費補助金などの減
民生費県負担金	384,291	△ 6,526	377,765	児童福祉費負担金	△ 6,526	公定価格の変更等により、子どものための教育・保育給付費県費負担金の減
民生費県補助金	62,150	1,287	63,437	児童福祉費補助金	1,287	子ども・子育て支援交付金及び保育対策総合支援事業費補助金の減、保育施設等物価高騰対策一時支援事業補助金の増
	3,367	△ 1,668	1,699	社会教育費補助金	△ 1,668	学校を核とした地域連携促進事業補助金の減
教育費県補助金	17,977	△ 1,941	16,036	中学校費補助金	△ 1,941	わくわくオーケストラバス利用補助金の実績による減 スクールサポータースタッフの最低賃金改定に伴う補助金の増 中学校部活動指導員の実績見込による減
消防債	37,500	△ 6,000	31,500	防災施設整備事業債	△ 6,000	防災施設整備事業債の減
教育債	27,400	△ 22,000	5,400	中学校施設整備事業債	△ 22,000	体育館危険改築分を補正予算債に振り替えたため
補正予算債	0	24,300	24,300	補正予算債	24,300	国庫交付金（体育館危険改築分）が補正予算で措置されたため
公共施設等適正管理事業債	1,522,300	△ 14,700	1,507,600	公共施設等適正管理推進事業債	△ 14,700	実績見込みによる精査
子ども・子育て支援事業債	0	1,100	1,100	子ども・子育て支援事業債	1,100	やしろこどもものいえ空調改修工事により増

令和7年度加東市一般会計補正予算（第7号）の概要

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	中事業		補正概要
				区分	金額	
放課後児童健全育成事業	111,396	△ 3,935	107,461	アフタースクール総務事業（臨時政策経費）	△ 3,935	旧東条アフタースクールの有償譲渡の未実施による国・県補助金返納金の減
	1,608,623	△ 26,388	1,582,235	保育所運営事業（経常経費①）	△ 26,388	実績見込みによる保育所等運営費などの減
				保育所運営事業（臨時政策経費）	△ 20,667	県が実施する光熱費や食糧費等の上昇分を支援する保育施設等物価高騰対策一時支援金の増額と、小規模保育事業の事業者決定による小規模保育整備事業補助金などの減
旧小学校管理事務事業	42,792	△ 9,402	33,390	特別保育事業（経常経費①）	△ 9,402	実績見込みによる延長保育事業補助金、一時預かり事業補助金の減
	17,868	△ 3,668	14,200	旧社地域小学校管理事務事業（経常経費②）	△ 3,668	執行見込みによる委託料等の減
教育指導事業	10,952	△ 3,420	7,532	旧社地域小学校管理事務事業（臨時政策経費）	△ 3,420	執行見込みによる工事請負費等の減
	112,894	△ 7,662	105,232	教育指導事業（臨時政策経費）	△ 3,428	実績見込によるいじめ問題対策委員会費用の減及び学習検定チャレンジ事業減等
				中学校部活動運営事業	△ 3,428	実績見込による中学校部活動指導員報酬の減等
小中一貫校整備事業	2,578,474	△ 22,610	2,555,864	スクールサポートスタッフ配置事業	△ 2,506	実績見込によるスクールサポートスタッフ人件費の減
小学校就学援助事務事業	19,168	△ 3,731	15,437	多文化共生推進事業	1,700	市費での支援が必要な児童生徒の増
				滝野地域小中一貫校整備事業	△ 22,610	建築確認申請手数料、設計監理委託料、調査委託料、調査設計委託料、工事請負費、備品購入費などの減
				小学校就学援助事務事業	△ 3,731	執行見込みによる支給額の減

2歳出

（単位 千円）

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	中事業		補正概要
				区分	金額	
青少年健全育成事業	4,616	△ 1,561	3,055	子ども教室	△ 1,561	事業執行見込みによる減
公民館維持管理事業	9,421	△ 1,432	7,989	公民館維持管理事業 (滝野分) (経常経費②)	△ 1,432	事業執行見込みによる減
コミュニティセンター事業	23,766	△ 5,717	18,049	地域交流センター管理運営事業 (経常経費②)	△ 5,717	事業執行見込みによる減
文化会館整備事業	50,050	△ 7,109	42,941	やしろ国際学習塾整備事業	△ 7,109	事業執行見込みによる減

3 繰越明許

事業名	金額	繰越理由
小中一貫校整備事業	1,319,644	滝野小中一貫校整備事業において、入札不調により事業者の決定に時間を要したことにより、年度内に令和7年度の出来高予定を満たすことが困難なため。
明治館管理運営事業	10,455	社社の財産処分に係る神社庁の承認に時間を要したことにより、年度内での完了が困難であるため。

4 債務負担行為の概要

事項	期間	限度額	追加理由
小学校施設整備事業（杜学園小学校 複合遊具設置工事実施設計）	令和8年度まで	803	杜学園小学校に設置する複合遊具について、夏休みに工事を実施するためには、実施設計業務委託の契約を早期に締結する必要があるため。

協議事項 9

加東市閉校施設条例の一部を改正する条例制定の件について

加東市閉校施設条例の一部を改正する条例の制定に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見の申出について、協議願いたく提案する。

令和8年2月24日提出

加東市教育長 藤原 路 寛

第 2 2 号議案

加東市閉校施設条例の一部を改正する条例制定の件

加東市閉校施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市閉校施設条例の一部を改正する条例

加東市閉校施設条例（令和 7 年加東市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。
- (2) 改正前の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 前		改 正 後	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第 3 条 閉校施設の名称及び位置は次のとおりとする。		第 3 条 閉校施設の名称及び位置は次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
旧社小学校屋内運動場	加東市社 1 5 5 0 番地	旧福田小学校屋内運動場	加東市沢部 6 1 3 番地 1

旧杜小学校運動場		旧福田小学校運動場	
旧福田小学校屋内運動場	加東市沢部6 1 3 番地 1	[略]	[略]
旧福田小学校運動場	[略]		
[略]	[略]		
(使用料)		(使用料)	
第9条 使用者は、次に定める使用料を、閉校施設を使用するまでに納付しなければならない。		第9条 使用者は、次に定める使用料を、閉校施設を使用するまでに納付しなければならない。	
名称	使用料	名称	使用料
旧杜小学校屋内運動場、旧福田小学校屋内運動場、旧米田小学校屋内運動場、旧三草小学校屋内運動場、旧鴨川小学校屋内運動場	[略]	旧福田小学校屋内運動場、旧米田小学校屋内運動場、旧三草小学校屋内運動場	[略]
旧杜小学校運動場、旧福田小学校運動場、旧米田小学校運動場、旧三草小学校運動場、旧鴨川小学校運動場	[略]	旧福田小学校運動場、旧米田小学校運動場、旧三草小学校運動場	[略]
2 [略]		2 [略]	

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

協議事項 9 要旨

加東市閉校施設条例の一部改正

1 改正理由

旧社小学校の一部を兵庫県に貸付け、市民の利用に供しないこととするため所要の改正を行うものである。

2 改正内容

名称及び位置並びに使用料の規定から旧社小学校の屋内運動場及び運動場を削ること。
(第3条及び第9条関係)

3 施行期日 令和8年4月1日

協議事項 10

令和8年度加東市一般会計予算（教育委員会関係）について

令和8年度加東市一般会計予算（教育委員会関係）を作成するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見の申出について、協議願いたく提案する。

令和8年2月24日提出

加東市教育長 藤原 路 寛

令和8年度 教育委員会事務局 教育振興部教育総務課

- 1 **教育委員会一般事務事業** 2,827千円
加東市の教育行政の充実を図るため、定例教育委員会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時教育委員会を開催します。また、その他教育委員の活動として、学校園訪問、学校行事・研修会等に参加します。
- 2 **事務局事業** 70,863千円
教育委員会事務局の管理運営に要する経常経費、事務局所管公用車の維持管理経費、教育用及び校務用電算機器の管理及び支援に要する経費、またスクーターバス乗降場所の整備費を計上し、事務局事業の円滑な実施に努めます。
- 3 **小中学校給食費無償化事業** 21,645千円
物価高騰による子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、加東市立中学校及び義務教育学校（後期課程）の給食費を無償化するとともに、兵庫教育大学附属小中学校等に通う児童生徒の保護者に対し、給食費相当額を支給します。
- 4 **旧小学校管理事務事業** 19,950千円
旧社地域5小学校（社小学校、福田小学校、三草小学校、鴨川小学校）の閉校後の光熱水費、施設管理委託料等、維持管理に係る経費に加え、旧福田小学校の活用に向けた測量業務委託料を計上し、施設の適切な維持管理に努めます。
- 5 **小学校管理事務事業** 230,685千円
児童の健康管理のための学校医、歯科医、薬剤師の報酬、4小学校（義務教育学校前期課程を含む）の光熱水費、修繕料等の経常経費、エレベーター・消防設備等の保守点検や校舎機械警備委託費等、施設の維持管理に係る経費のほか、社学園小学校、東条学園小中学校（前期課程）のスクーターバス運行管理経費等を計上し、小学校の適切な学校管理に努めます。
- 6 **小学校施設整備事業** 15,440千円
社学園小学校において、特別支援教室間仕切壁設置工事や小運動場通用口階段下フェンス設置工事、現金寄附を活用した遊具設置工事のほか小中学校が共用で使用するプールへの排水バルブ設置工事を行い、安全安心で快適な教育環境を確保します。
- 7 **小学校教育振興事務事業** 80,565千円
教育・校務用コンピュータ保守料及び使用料、電算システム使用料の経費を計上するとともに、学習者用端末を計画的に更新し、教育環境の充実を図ります。
- 8 **小学校就学援助事務事業** 15,727千円
就学の援助が必要な家庭の児童の保護者に対して、学用品費等の援助費を支給します。

- 9 小学校就学奨励事務事業 1,568 千円
 小学校・義務教育学校（前期課程）の特別支援学級に在籍する児童の保護者に対し、教育費等の経済的負担の軽減と特別支援教育の振興を目的に奨励費を支給します。
- 10 いきいき学校応援事業（小学校） 190 千円
 開かれた学校づくりを推進し、地域で子どもを育てようとする気運を醸成するなど、学校と地域が一致協力して地域を教育の場とした豊かな体験活動を推進し「生きる力」を育みます。
- 11 中学校管理事務事業 92,765 千円
 生徒の健康管理のための学校医、歯科医、薬剤師の報酬、3 中学校（義務教育学校後期課程を含む）の光熱水費、修繕料等の経常経費、エレベーター・消防設備等の保守点検や校舎機械警備委託費等、施設の維持管理に係る経費のほか、社学園中学校に通学する生徒のスクールバス運行管理経費等を計上し、中学校の適切な学校管理に努めます。
- 12 中学校施設整備事業 514 千円
 社学園中学校において、南バス停門改修工事のほか小中学校が共用で使用するプールへの排水バルブ設置工事を行い、安全安心で快適な教育環境を確保します。
- 13 中学校教育振興事務事業 10,932 千円
 教育・校務用コンピュータ保守料及び使用料、電算システム使用料の経費を計上するとともに、教材用備品の修繕や更新により、教育環境の充実を図ります。
- 14 中学校就学援助事務事業 8,957 千円
 就学の援助が必要な家庭の生徒の保護者に対して、学用品費等の援助費を支給します。
- 15 中学校就学奨励事務事業 1,291 千円
 中学校・義務教育学校（後期課程）の特別支援学級に在籍する生徒の保護者に対し、教育費等の経済的負担の軽減と特別支援教育の振興を目的に奨励費を支給します。
- 16 トライやる・ウィーク推進事業 2,700 千円
 一週間にわたり、いろいろな職場での体験活動を行うことにより、豊かな感性を育むとともに、自分なりの生き方が見つけられるようにするなど、「生きる力」の育成を図ります。
- 17 いきいき学校応援事業（中学校） 110 千円
 地域の人材を有効活用し、体験活動の推進や学んだことを地域活動や日常生活に活かす環境づくりを進め、環境教育及び福祉教育の充実を図ります。

令和8年度 教育振興部教育総務課（学校給食センター）

1. 学校給食材料購入事業 205,012千円
 - ・加東市立の3小学校、2中学校、1義務教育学校の精米、牛乳を含めた学校給食材料の購入費用
 - ・炊飯及び製パンの委託料
 - ・小学校の児童に対し、国の施策による給食費無償化（財源：給食費負担軽減交付金）を行い、中学校の生徒に対しては、市の施策による給食費無償化を行い、保護者の負担軽減を図ります。
 - ・子どもたちの食への関心を高め、魅力ある給食とするため、月に1回、「かとう夢プラン 楽しみのある学校給食特別メニュー」として、主に加東市産の材料を使った献立を提供します。
2. 学校給食事務事業 2,184千円
 - ・学校給食センターの運営に係る事務的経費
 - ・学校への給食指導訪問をはじめ、栄養教諭を中心に、子どもたちが正しい食事のとり方を学び、望ましい食習慣を身に付けるため、各学校に対して食育支援を行います。
3. 給食施設管理運営事業 54,230千円
 - ・学校給食センターにおける調理に係る経費及び施設の維持管理経費

令和8年度 教育委員会事務局 教育振興部生涯学習課

市民が、生涯を通して身近に文化芸術に触れ、また、気軽にスポーツが楽しめるよう、講座や体験などに参加できる機会の創出に努め、各種活動団体やサークルと連携し、充実した生涯学習環境づくりを進めます。

- ◎生涯学習係：生涯学習事業の計画、実施。
やしろ国際学習塾の指定管理（(公財) 加東文化振興財団）、東条文化会館の指定管理（(特非) 新しい風かとう）及び社会体育施設の指定管理（SANスポーツマネジメント加東）。
- ◎社公民館：同館と明治館の適切な維持管理、運営。
- ◎滝野公民館：同館とさんあいセンター及び地域交流センターの適切な維持管理、運営。
- ◎東条公民館：同館とコミュニティセンター東条会館及び東条西ふれあい館の適切な維持管理、運営。
- ◎文化財係：文化財の保存と活用、埋蔵文化財の調査、加古川流域滝野歴史民俗資料館及び三草藩武家屋敷旧尾崎家の適切な維持管理、運営。

令和8年度の主な事業（概要）

単位：千円

事業	実施予定内容	備考	予算額
1 青少年健全育成事業 子どもたちが、自立して力強く生き抜く力「人間力」の育成をめざして、野外活動や創作活動、文化活動などの体験学習の機会を提供します。	①小学生チャレンジスクール	・伝統文化、スポーツ体験、創作体験、野外活動	970
	②学校・家庭・地域の連携協力推進事業「地域子ども教室」	・各地域で開催	4,650
	③あつたか加東伝の助かるた大会	・就学前児童、小学低学年、小学高学年の3部門	115
	④青少年活動に係る助成	・子ども会育成連絡協議会補助 ・ボーイスカウト補助	1,430
	⑤地域学校協働本部事業（地域学校協働活動推進員の配置含む）	・地域と学校が相互にパートナーとして行う活動の地域側の活動主体として、地域学校協働本部を設置し、地域と学校の双方の「連携・協働」活動を強化する。	1,537
2 成人式事業	二十歳の集い	・実行委員会形式	1,762

<p>3 成人学習事業 成人の各世代を対象に、それぞれに楽しみや生きがいが見いだせる、また、活気あふれる社会生活が送れるよう学習機会や場を提供します。</p>	<p>①高齢者大学 ②成人学習講座 ③社会教育等団体の育成・支援</p>	<p>・講座【合同講座、各教室講座、館外研修】 ・クラブ活動【各教室】等 ・文学講座 ・幸せを創る料理教室等 ・連合婦人会補助 ・連合PTA補助 ・子育て応援ネット連絡協議会補助 ・日本画、洋画、彫刻・工芸、書、写真の5部門</p>	<p>1, 410 671 1, 280</p>
<p>4 芸術・文化活動の振興 芸術・文化活動に係る発表の場や機会を提供するとともに、芸術・文化団体の活動を積極的に支援します。</p>	<p>①公募美術展 ②ギャラリー活用事業 ③文化振興団体等への助成 ④文化振興事業</p>	<p>・収藏品等の公開等 ・加東市美術協会補助 ・加東市文化連盟補助等 ・文化事業開催委託</p>	<p>1, 882 194 2, 137 30, 476</p>
<p>5 文化財保護の推進と活用 文化財の保護及び伝承を図るとともに、市民の貴重な加東市の文化財の活用・広報に努めます。</p>	<p>①文化財保護対策事業 ②埋蔵文化財調査事業</p>	<p>・後継者育成事業 ・防火設備管理事業 ・文化財保護対策事業 ・個人住宅開発等に伴う試掘調査</p>	<p>6, 162 989</p>
<p>6 生涯スポーツの普及・振興</p>	<p>①体力や年齢に応じたスポーツの場と機会の提供 ②スポーツを通じた地域コミュニティづくり ③生涯スポーツ振興のための基盤づくり ④各種スポーツ団体、サークル等への活動支援</p>	<p>・ふれあい球技大会 卓球、ペタング、グラウンドゴルフ、ゲートボール、パークゴルフ ・加東伝の助マラソン大会 ・地区親善ソフトボール大会 ・地区親善バレーボール大会 ・生涯スポーツ研修会 ニユーススポーツ体験会、わくわくウォーキングの開催 ・三草山登山 ・スポーツ協会（種目協会）補助 ・スポーツ協会特別補助金等</p>	<p>412 440 333 372 3, 305</p>

7 各施設の維持管理	<p>①社・滝野・東条公民館の維持管理</p> <p>②加古川流域滝野歴史民俗資料館・三草藩武家屋敷旧尾崎家の維持管理</p> <p>③明治館・コミュニティセンター東条会館・さんあいセンターの維持管理</p> <p>④地域交流センターの維持管理</p> <p>⑤東条西ふれあい館の維持管理</p> <p>⑥文化会館の維持管理</p> <p>⑦体育施設の維持管理</p>	<p>・3公民館維持管理</p> <p>・加古川流域滝野歴史民俗資料館維持管理 ・三草藩武家屋敷旧尾崎家維持管理</p> <p>・明治館維持管理 ・コミュニティセンター東条会館維持管理 ・さんあいセンター維持管理</p> <p>・地域交流センター維持管理</p> <p>・東条西ふれあい館維持管理</p> <p>・2館指定管理委託料</p> <p>・14施設指定管理委託料 ・体育施設整備等</p>	<p>29,856</p> <p>2,629</p> <p>10,737</p> <p>27,014</p> <p>1,143</p> <p>107,075</p> <p>99,127</p>
------------	--	---	--

令和8年度 教育委員会事務局 教育振興部中央図書館

図書館は、「人にやさしく、暮らしに役立つ図書館」をモットーに、すべての人が活字文化に触れることができる環境づくりに努めます。また、人口規模別の統計で19年連続貸出密度日本一の実績を踏まえ、貸出を中心とした資料提供を展開していきます。

1. 図書館運営事業 3, 249千円
 - ・ 3 図書館の適正な運営、職員の研修会等への積極的な参加、資料搬送業務の委託、市民の意見を図書館運営に反映させるための図書館協議会の開催など、図書館運営の向上を図ります。
 - ・ 市内3小学校と2中学校及び1義務教育学校へ、図書館から本を届ける「おとどけ図書館」を学校の要望も取り入れながら行います。
 - ・ 北播磨広域定住自立圏共生ビジョンにより、3市1町の図書館間で図書等の相互利用の強化を図るとともに、返却本の預かりサービスにより利用者の利便性の向上を図ります。
 - ・ 図書館への来館が困難な方を対象に、図書館資料を届ける「図書宅配サービス」を継続して行います。
2. 図書館充実事業 25, 768千円
 - ・ 図書館システムの維持管理を行い、マイナンバーカードでの貸出や、図書館アプリの導入でより便利に使いやすくなったパソコンやスマートフォンからの図書検索及び予約サービスにより、さらなる利用の拡大を図ります。
 - ・ 無線LAN環境を維持管理することで、利用者の通信環境を整えます。
 - ・ 資料提供を充実させるため、要求の多い新刊図書やリクエスト図書、新聞、雑誌、CD等の購入を行い、市民に役立ち、生活を豊かにする魅力ある蔵書の維持に努めます。
3. 図書館主催事業 1, 169千円
 - ・ 児童に読書と図書館に関心を持ってもらうため、小学生の図書館体験として「おでかけ図書館」を実施します。
 - ・ 読書活動推進事業として、利用者参加型の催しを実施し、図書館利用の促進を図ります。
 - ・ 健康課と連携し、4カ月児健診の場で「ブックスタート事業」を行い、絵本の読み聞かせと図書館の利用案内に加え、絵本をプレゼントすることで、家庭でもすぐに絵本を楽しめる環境をつくります。
4. 中央図書館施設維持管理事業 6, 481千円
 - ・ 中央図書館施設の適正な維持管理に努めます。
5. 滝野図書館施設維持管理事業 16, 300千円
 - ・ 滝野図書館施設の適正な維持管理に努めます。
6. 東条図書館施設維持管理事業 6, 225千円
 - ・ 東条図書館施設の適正な維持管理に努めます。

令和8年度 教育委員会事務局 こども未来部小中一貫教育推進室

■教育指導事業（予算額 7,264千円）

ふるさとを愛し、自らの夢に挑む自立した子どもを育成するため、ふるさと学習「かとう学」副読本を活用し、教科横断的な学習を実施します。

ふるさと学習「かとう学」の別冊を印刷すると共に、上下巻のデジタル化に向けて、印刷製本費及び副読本改訂支援業務委託料を計上し、ふるさと学習のさらなる推進を目指します。

■滝野地域小中一貫校整備事業（予算額 2,474,153千円）

小中一貫校建設工事に係る工事請負費及び設計監理委託料、調査設計委託料などを計上し、令和10年4月の開校に向けた事業を推進します。

令和8年度 教育委員会事務局 こども未来部学校教育課

1 教育指導事業

(1) 教育指導事業 (23,332千円)

- ・児童生徒の考える力、活用する力を高めるため、教科指導に優れた講師を校内研修会に招き、教職員の指導力向上を図ります。
- ・児童生徒の学習上のつまずきや個別の支援が必要な児童生徒にきめ細かく対応するため、学習支援員を配置します。
- ・児童生徒の学習習慣の定着と基礎学力の向上を図るため、放課後指導員を配置します。
- ・小学3年生～中学2年生を対象に学力調査と意識調査を実施し、学習上のつまずきを把握、分析した結果を授業改善に生かします。
- ・学校で起こる様々な問題について、法的な観点から助言を求め問題解決を図るため、スクールロイヤーを配置します。
- ・小学3年生～中学生の漢字検定、算数検定の検定料及び中学生の英語検定の検定料を助成することで、自分の好きな分野や得意な分野で検定に挑戦し、目標を持って自主的に学習に取り組む意欲向上に努めます。
- ・すべての児童生徒の体力テストのデータ分析を行い、義務教育9年間を通じた中長期的な体力向上の取組を行います。
- ・必要時に回線に接続することで、通訳支援が行える「見える通訳スクールバック」により、多文化共生サポーター等が不在の際にも即座に支援

ができる体制を継続します。

(2) 学校保健体育推進事業 (1,338千円)

- ・市立学校の保健活動を促進し、全市的な健康教育に寄与するため、学校保健会を定期的に開催します。

(3) 多文化共生推進事業 (9,393千円)

- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、生活適応や学習支援、心の安定を図り、学校生活への早期適応を促進するため、多文化共生サポーターや多言語相談員、こども日本語支援員を学校に派遣します。

(4) 語学（英語）指導員派遣事業 (20,992千円)

- ・児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を向上させるため、学校にALTを配置し、学校の英語教育の充実を図ります。

(5) 中学校部活動運営事業 (14,768千円)

- ・中学校の部活動において、大会引率・監督ができる部活動指導員を配置し、部活動の充実及び顧問の負担軽減を図るとともに、部活動の地域移行に向けた準備を進めます。

(6) スクール・サポート・スタッフ配置事業 (13,578千円)

- ・教員が本来の業務に集中し、児童生徒と向き合う時間を確保するため、教員の事務的業務を支援するスクールサポートスタッフを配置します。
- (7) プロから学ぶ「かとう夢授業」(1,623千円)
- ・小学校の理科や図画工作の授業にスペシャリスト講師を派遣し、児童生徒の学びに向かう力を育みます。
 - ・中学校では、部活動で県内のプロ吹奏楽団の指導を受ける機会をつくり、プロの技能や高度な専門性に触れることで、生徒の夢に向かう力を育みます。
- (8) ICT教育推進事業(18,688千円)
- ・児童生徒の情報活用能力の育成や教員のICT活用指導力の向上を図るため、教員研修を実施するとともに、小中学校にICT支援員を週1回程度派遣し、効果的なICT活用の提案やICTを活用する授業の支援を行います。
- (9) 地域クラブ活動推進事業(24,441千円)
- ・市教育委員会が認定した地域クラブの休日の活動に対して補助金(指導者謝金、保険料、旅費等)を交付することで、持続的に活動できる仕組みづくりの構築を支援します。
 - ・地域クラブ活動に参加する生徒が、安心で質の高い指導を受けられることを目的として、認定地域クラブ活動に携わる指導者に対し、公認指導者資格を取得するための費用を補助します。
 - ・経済的理由により、地域クラブ活動の参加費及び保険料の負担が困難と認められる世帯の生徒の保護者に対し、地域クラブ活動の参加に必要な費用及び保険料を補助します。
- 2 不登校対策事業(2,902千円)
- ・不登校児童生徒の支援の充実を図るため、不登校児童生徒支援員を全校に配置し、市内3か所の教育支援センター及び校内サポートルームと連携することで、子ども一人ひとりに寄り添った支援を拡充します。
 - ・不登校支援研究推進校を指定し、大学やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、支援体制づくりを推進します。
 - ・民間の不登校児童生徒支援施設を利用している児童生徒の保護者に対し、施設の授業料等の一部を補助します。
- 3 小学校体験活動事業(8,468千円)
- ・小学3年生を対象に自然観察や栽培・飼育などの体験型環境学習を実施します。
 - ・小学5年生を対象に4泊5日の自然学校を行い、家庭や学校を離れた長期宿泊体験により、社会的な自立の基礎を培うとともに自然への畏敬の念や命の尊さを学ばせ、体験教育を推進します。
- 4 人権教育事業(1,048千円)
- ・人権教育講演会事業では、小学5・6年生と中学生を対象に人権教育講演会を開催し、生命の大切さや人権尊重の心、自立心等を育みます。

- ・人権教育スキルアップ事業では、歴史研究の深まりによって、教職員が新たな視点で同和教育や人権教育を学習し直す必要があるため、新たな知識や視点を得るための研修を実施することで、人権教育の指導の充実を図ります。
- 5 青少年センター運営事業 (2,114千円)
- ・街頭補導及び相談活動、補導委員の研修、広報活動、関係機関・団体との連絡調整等により、児童生徒の安全と青少年の非行防止、健全育成及び環境浄化を図ります。

令和8年度 教育委員会事務局 こども未来部発達サポートセンター

インクルーシブ教育事業 予算額 8,882千円

1 相談事業 3,892千円

支援が必要な方がその人らしく生活できることを目指し、発達相談等を通して、適切な関わり方等について助言します。また、子どもの発達について、気になることや悩みのある保護者が気軽に相談できる場を提供し、早期の支援に繋がります。

2 療育事業 626千円

支援が必要な未就学の子どもに療育を実施し、集団生活等に必要な能力を身につけることができるよう支援するとともに、保護者が療育の効果や必要性を体験することで、早期に障害児通所支援（児童発達支援）に繋ぐことができます。

また、保護者が子どもとの関わり方を学ぶことができるペアレントトレーニングを実施し、保護者と子どもが良好な関係を構築できるように支援します。

3 巡回相談事業 520千円

園や学校への巡回相談や専門家による教育相談等を実施し、合理的配慮や個別の関わり、授業等の工夫の仕方について指導・助言を行います。また、サポートファイルの重要性について周知し、活用を推進するとともに、作成に関する助言を行います。

4 研修・啓発事業 617千円

発達の特性や支援が必要な子どもへの関わり方、効果的な支援方法等、発達障害への理解を深めるため、教育関係者や福祉従事者、市民等、対象者別に研修を実施します。

5 発達サポートセンター運営事業 3,227千円

発達サポートセンターの円滑な運営を行うとともに、職員の知識・技能の向上に努めます。

令和8年度 教育委員会事務局 こども未来部こども教育課

1 放課後児童健全育成事業 (254, 288千円)

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後や長期休業期間中等に適正な遊び及び生活の場を提供し、子どもの安全と健全な育成を図ることを目的に、保護者の就労と子育ての両立を支援します。また、全ての施設において、安全・安心して子どもが預けられるよう、継続して、放課後児童支援員等の処遇の改善を図るための補助金を交付し、職員の定着を図ります。
- 滝野地域アフタースクールについては、アフタースクールを小中一貫スクールで運営するため、専用施設の新設に向けて建設工事を開始します。

2 重層的支援体制整備事業 (60, 369千円)

- 社児童館「やしろこどものいえ」、滝野児童館(きらら)、東条鯉こいランドにおいて地域子育て支援拠点事業を実施し、子育て中の親子を対象に、交流の場の提供と子育て等に関する相談及び援助を行うほか、各種講座の開催や親子のサークル活動等を支援します。また、兵庫教育大学子育て支援ルーム かとうGENKIに地域子育て支援拠点事業業務を委託し、地域の子育て支援機能の充実を図ることで、子ども健やかな育ちを支援します。
- 社児童館「やしろこどものいえ」、滝野児童館(きらら)、東条鯉こいランドにおいて、利用者支援事業を実施し、子育て家庭や妊産婦の身近な場所で情報提供及び必要に応じて相談や助言等を行うとともに、適正な施設の管理及び支援員の配置により、安心して事業が利用できるよう支援します。

3 公立こども園等運営事業 (57, 675千円)

- 加東みらいこども園で、通常保育及び特別保育事業(延長保育・一時預かり・休日保育・障害児等保育)を実施し、小学校教育への円滑な接続に向けた幼児教育・保育の提供を行うなど、保育サービスの充実を図ります。また、職員を効率的に配置することで、多様化する保育ニーズへの適切な対応や、質の高い幼児教育・保育を提供します。
- 職員用PCを更新し、職員の事務効率化を図るとともに、外壁の塗装工事を実施するなど、施設の適正な管理に努めます。

4 児童館運営事業（9,387千円）

○子育て家庭の支援や児童の健全育成に関する総合的な機能を有する施設として、社児童館「やしろこどものいえ」及び滝野児童館（さらら）の管理運営を行います。また、経年劣化による備品を更新するなど、施設の適正な管理に努めます。

5 保育所運営事業（1,748,064千円）

○私立保育所及び認定こども園への施設型給付を行い、幼児教育・保育の充実及び施設の健全運営を支援するほか、市内私立保育所等に対し、障害児等保育及び園外活動に係る運営交付金を交付することで、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

○民間事業者による小規模保育事業所を令和8年度から開設し、入所希望が多い0歳児・1歳児・2歳児の受け皿の拡充により、待機児童等の解消を図ります。

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を公立園及び私立園1園で実施し、全ての子どもの育ちを応援するとともに、保護者の子育てに係る孤立感や不安の軽減を図ります。

○外国籍の子どもの受入体制の強化を支援するため、保育の提供に問題を抱える私立認定こども園・保育所に対して外国語通訳等の配置に要する費用の一部を補助し、引き続き園児や保護者との円滑なコミュニケーションを図ります。市内私立保育所等に就職する保育士等に、継続して補助金を交付し、就業を促進することで人材確保及び保育の質の向上を図ります。

○市内私立保育所等が実施する特別保育事業（延長保育、一時預かり）に対し、補助金を交付します。また、一定の条件を満たす世帯の子どもに係る実費徴収額の一部や、一時預かり利用料に対して補助することで、保育サービスの充実と保護者の経済的負担の軽減を図ります。

○幼児教育・保育の無償化による施設型給付幼稚園と認定こども園の預かり保育、私学助成幼稚園等の教育・預かり保育及び認可外保育施設等の利用料に対し「子育てのための施設等利用給付」を行い、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。

加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
(要旨)

1 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が改正されたことから、当該基準を参酌し、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

家庭的保育事業者等が健康診断の全部又は一部を行わないことができる要件を定めること。（第17条関係）

3 施行期日 公布の日

第23号議案

加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

加東市長 岩根 正

加東市条例第 号

加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年加東市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正前	改正後
<p>第17条〔略〕</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児</p>	<p>（利用乳幼児及び職員の健康診断）</p> <p>第17条〔略〕</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。）</p>

に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しななければならない。

同表において同じ。) (以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しななければならない。

児童相談所等における乳幼児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3・4 [略]

3・4 [略]

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正され、保育所等の職員等による虐待に関する通報義務等の創設により、市町村長が所管行政庁となる事業の事実確認の措置や児童の安全確保措置を行ったときは市町村児童福祉審議会等に報告する必要があることから、この児童福祉審議会等の事務を担う家庭的保育事業等職員虐待調査審議委員の委員報酬を定めるため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

家庭的保育事業等職員虐待調査審議委員の委員報酬の額を定めること。（別表関係）

3 施行期日 令和8年4月1日

第24号議案

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

加東市長 岩根 正

加東市条例第 号

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年加東市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 前		改 正 後	
別表（第1条関係）			
区分	報酬の額	区分	報酬の額
[略]	[略]	[略]	[略]
子ども・子育て会議 委員	日額 8,000	子ども・子育て会議 委員	日額 8,000
[略]	[略]	家庭的保育事業等職員 委員	日額 8,000

加東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）が改正されたことから、当該基準に従い、及び当該基準を参酌し、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 府令の改正に伴い文言を整理すること。（第9条、第10条、第13条、第16条、第18条、第20条、第26条及び第27条関係）
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合における設備及び職員の特例を定めること。（第22条の2関係）

3 施行期日 令和8年4月1日

第25号議案

加東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

加東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の次に定める。

令和8年2月26日提出

加東市長 岩根 正

加東市条例第 号

加東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

加東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年加東市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (3) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 前	改 正 後
<p>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</p> <p>第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつ</p>	<p>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</p> <p>第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつ</p>

<p>て、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならぬ。</p> <p>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) 〔略〕</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしては</p>	<p>て、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならぬ。</p> <p>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) 〔略〕</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしては</p>
--	--

<p>ならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>〔新設〕</p> <p>(準用)</p>	<p>ならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(設備及び職員の特例)</p> <p>第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。</p> <p>(準用)</p>
--	---

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類する行為のうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、図形等人の知覚によって認識することができる情報)が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)により行うことができる。

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類する行為のうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、図形等人の知覚によって認識することができる情報)が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)により行うことができる。

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

加東市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定（要旨）

1 制定理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が改正され、乳児等のための支援給付が創設されたことを受け、市町村は特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めなければならないことから、令和7年11月13日に公布された特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に従い、及び当該基準を参酌し、条例を制定するものである。

2 制定内容

- (1) 一般原則、利用定員、面談、心身の状況等の把握、特定乳児等通園支援に関する評価等に関すること。（第2条～第18条関係）
- (2) 乳児等通園支援事業者は、事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならないこと。（第19条関係）
 - ア 目的及び運営の方針
 - イ 支援内容
 - ウ 職員の職種、員数及び職務の内容
 - エ 保護者から支払いを受ける費用の種類、支払いを求める理由及びその額
 - オ 緊急時等における対応方法
 - カ その他運営に関する重要事項
- (3) 勤務体制の確保等、虐待等の禁止、秘密保持、事故発生の防止及び発生時の対応等に関すること。（第20条～第30条関係）
- (4) 会計の区分、記録の整備等に関すること（第31条～第33条関係）

3 施行期日 令和8年4月1日

第26号議案

加東市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件

加東市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業(特定乳児等通園支援(法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。))を行う事業をいう。以下同じ。)の運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第2条 特定乳児等通園支援事業者(法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども(法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村(特別区を含む。)、特定教育・保育施設等(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小

学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、加東市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年加東市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。

（利用定員）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と

特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める一時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その

他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

加東市いじめ防止基本方針

加東市教育委員会
令和8年3月改定

はじめに

加東市教育委員会（以下、教育委員会という）では、これまで「加東市いじめ防止基本方針」を定め、市全体で児童生徒の安全を守る体制づくりに努めてきました。しかしながら、この度発生したいじめ事案に関して、設置した「加東市いじめ問題対策委員会（以下、対策委員会という）」から、令和7年8月に教育委員会及び学校の体制、対策等について提言をいただきました。教育委員会では、この提言を厳粛かつ真摯に受け止め、学校・行政・家庭・地域が一体となって実効性のあるいじめ防止対策を再構築するため、本方針の見直しを図りました。

提言内容を踏まえ、①教科学習等による未然防止教育の推進、②教職員間の情報共有の徹底、③外部機関との連携強化、④相談しやすい環境の整備を取組の柱とし、すべての児童生徒が安全で安心に学べる学校づくりに努めます。また、学習指導と生徒指導の一体化を推進し、市全体を挙げて改革に取り組みます。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒自らが相談できることやSOSを発信する力の大切さを指導・支援していきます。

いじめ問題の解決は、学校のみならず、社会全体で取り組むべき最重要課題です。私たちは、児童生徒が発するSOSを確実に受け止め、組織として迅速かつ適切に対応することで、いじめを許さない環境を築きます。すべての児童生徒の人権が尊重される地域社会の構築を目指し、「人間力の育成」の実現に向けて取り組んでまいります。

目次

第1章	いじめの防止等についての基本的な考え	
1	基本理念	1
2	定義	1
3	基本認識	1
4	責務	2
5	いじめの防止等に関する基本的な姿勢	3
6	条例等による措置	4
第2章	いじめ防止等に対する取組	
1	教科学習等による未然防止教育の推進	5
2	教職員間の情報共有の徹底	6
3	外部機関との連携強化	7
4	相談しやすい環境の整備	7
第3章	重大事態への対処	
1	重大事態の定義	11
2	重大事態の調査	11
3	対象児童生徒および関係児童生徒への対応	13
4	保護者への対応	14
5	関係機関等への対応	14
第4章	いじめ防止等の検証と見直し	
1	基本方針の適時・適切な見直し	15
2	取組状況の随時検証	15
3	学校評価を活用した検証と公表	15

第1章 いじめ防止等についての基本的な考え

1 基本理念

いじめは深刻な人権侵害であり、場合によっては、その生命や身体に重大な危機を生じさせる恐れがあるという認識のもと、児童生徒一人一人の人権が尊重され、いじめを許さない学校づくりのため、教職員が一体となった取組を図る。全教職員が、「いじめに繋がるトラブルや人権問題は児童生徒の日常生活の中に存在する」という認識のもと、毎日の学校生活を通して、あらゆる方法により、児童生徒が「困った」「悩んでいる」ことを積極的に理解するように努め、児童生徒の人間関係を調整し、いじめの芽を摘むよう取り組む必要がある。そのために、市・教育委員会・学校・保護者等は、それぞれの責務を自覚し、主体的かつ積極的に連携して、児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を整えるとともに、いじめの防止等に取り組むものとする。

2 定義

この基本方針において「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（『いじめ防止対策推進法（以下、「法」とする）』）とし、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行う。

3 基本認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめにおいては、加害と被害が入れ替わりながら、双方を経験する場合もある。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要、名誉棄損、侮辱等の刑罰法規に抵触する可能性がある。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに黙認の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者からいじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者への転換を促すことが重要である。

兵庫県教育委員会『いじめ対応マニュアル』（令和7年3月〈改訂版〉）より

4 責務

いじめの防止及び解決に向けて、市・教育委員会（行政）、学校・教職員（学校）、保護者（家庭）、市民（地域）がそれぞれの立場から果たすべき責任と義務は以下の通りとする。

（1）市・教育委員会の責務

行政として、いじめを許さない環境の土台を築き、関係機関を支える役割を担う。

- ①本方針の基本理念に基づき、いじめ防止と解決に必要な具体的措置を講じる。
- ②あらゆる機会を通じ、市民の意識を高めるための啓発活動を推進する。
- ③いじめの早期発見、早期対応に向けて効果的な通報体制を構築し、すべての児童生徒や保護者が安心して話せる相談体制の充実を図る。
- ④スクールロイヤー^{※1}や関係機関等との情報の共有と、迅速な対応のための連携の強化に努める。

（2）学校・教職員の責務

児童生徒たちと直接接する場として、組織的な対応と豊かな心の育成を担う。

- ①保護者や地域と連携し、学校全体で未然防止・早期発見に取り組むとともに、法第22条に基づき、教職員やスクールカウンセラー^{※2}、スクールソーシャルワーカー^{※3}等（以下、専門職という）で構成される「いじめ対応チーム（学校いじめ対策組織）」を設置する。また、いじめを認知した際は、速やかに組織的に対処し、教育委員会へ報告する。
- ②道徳心や他者の尊重、生命の尊厳を育む教育活動を推進し、「相手が心身の苦痛を感じる行為」はいじめであり、決して許されないことを理解できるように指導する。
- ③国や県、本方針に基づき、実情に合わせた「学校いじめ防止基本方針」を定める。

（3）保護者の責務

家庭における教育の責任者として、子どもの規範意識の醸成と安全の確保を担う。

- ①いじめの定義を正しく認識し、「相手を傷つける行為は決して許されない」ことを子どもに理解させる。
- ②自身の子がいじめを受けた（または疑いがある）場合、適切に保護するとともに、速やかに学校、市、または関係機関へ通報・相談を行う。
- ③学校や市が実施するいじめ防止の取組に協力するよう努める。

（4）市民の責務

地域社会の構成員として、子どもたちを温かく見守る環境づくりを担う。

- ①地域での見守りや声かけを行い、子どもが安心して過ごせる地域環境づくりに努める。

②いじめを発見した際は、速やかに市、学校、または関係機関へ情報を提供するよう努める。

③通報や相談を通じて知り得た個人情報は、第三者に漏らさない。

(5) 子どもへの働きかけ（導きと支援）

子どもたちが自らいじめを許さない態度を身に付け、互いに支え合えるよう導く。

①相手に心身の苦痛を与える行為（いじめ）を絶対に行ってはいけないことを理解し、いじめを許さない態度を身に付けられるよう導く。

②いじめを受けた場合は、一人で悩まず、家族や学校、友人に相談するよう伝えるとともに、アンケートや教育相談、市の相談窓口など、具体的な相談・訴えの方法を正しく理解させる。

③思いやりの心で協力し合い、一人一人が安心して生活できる人間関係を築けるよう支援し、すべての子どもが、自分の持つ能力の素地を健やかに伸ばしていける環境を整える。

※1：スクールロイヤー

法的根拠に基づき、いじめ事案等に対して助言を行う専門家

※2：スクールカウンセラー

心理の専門知識に基づき、心のケアやカウンセリングを行う専門職

※3：スクールソーシャルワーカー

福祉の視点からの働きかけや関係機関との環境調整を行う専門職

5 いじめ防止等に関する基本的な姿勢

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながらいじめを受ける側もいじめを行う側も経験する。また、これらの行為が繰り返されたり、多数から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」同様、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめを受ける側・いじめを行う側という二者関係だけでなく、学級等のさまざまな所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性など）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、そして、集団全体にいじめを許さない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

さらに、インターネット上で誹謗中傷を受けた児童生徒が、本人はそのことを知らずにいる場合、たとえ当該児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていなくても、いじめを行った側の児童生徒への指導等について法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じることが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮やいじめを受けた児童生徒の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが重要である。

6 条例等による措置

(1) 加東市いじめ問題対策委員会の設置

いじめ防止等のための対策を実行的に行うとともに、重大事態が発生した際の調査等を行う附属機関として、条例に基づき「加東市いじめ問題対策委員会」を設置する。なお、学校設置者の下に設ける組織として兼ねることができる。

(2) いじめに対する措置

教育委員会は、法第23条第2項の規定による報告を受けたとき、必要に応じ、その学校に対して必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講じるよう指示する。また場合により、「いじめ問題対応チーム」を設置し、必要な調査及び学校への支援を行う。また、いじめられた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童生徒をいじめから守り抜くため、必要により学校教育法施行令第8条及び加東市児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則第4条の規定に基づき就学校の指定の変更や区域外就学について弾力的に対応する。

学校は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法49条において準用する場合を含む）及び加東市立学校の管理運営に関する規則第19条の規定に基づき、他の児童生徒の教育に妨げがあると認めるときは、当該児童生徒の出席停止を命じる等、いじめを受けた児童生徒及びその他の児童生徒が安心して教育が受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じる。

第2章 いじめ防止等に対する取組

1 教科学習等による未然防止教育の推進

(1) 道徳教育の推進と充実

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、道徳の時間を中心として学校教育活動全体を通して道徳教育を推進する。

児童生徒が道徳的価値について自ら考え、内面的な気付きと実際の行為を往還させながら、よりよい生き方を主体的に追及する態度を育てることを目的とし、道徳教育の充実を図る。併せて、保健体育科の「心の健康」に関する内容を意識して取り上げ、児童生徒がリラクゼーションや対人関係スキルを習得させる機会を積極的に確保する。

(2) 組織的な教育活動と心の育成

児童生徒の発達段階に応じ、学校生活を通して、自己肯定感を高めるとともに他者を尊重する態度を育成し、それが様々な場面で具体的な態度や行動として表れるような取組を推進する。さらに、「自然学校」や「トライやる・ウィーク」をはじめとした体験的な学習を充実し、生命や自然を大切にする心や他者を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てる。

(3) 児童生徒の主体的な活動の推進

各校の児童生徒代表者が、自校の取組を交流したり、いじめ問題の解決に向けて話し合ったりする「KATO プロジェクトいじめ防止フォーラム」を開催する。児童生徒が主体となり「自分たちができることは何か」等を考え、いじめ問題を自分事として捉え、行動する機会を設定し、多様な取組を推進する。KATO プロジェクトの「いじめ防止活動」を中心に、児童生徒が主体となっていじめを許さない学校づくりを目指す。

(4) 情報モラル教育とインターネット対応

インターネット上のトラブル防止を目的に、加東市ネット見守り隊特別監視員等を講師として、教職員、保護者、児童生徒、地域住民等それぞれを対象とした研修会を開催し、起こりうる問題やその防止策等について啓発活動を推進する。

(5) 「人権教育講演会」の開催等による児童生徒・保護者への啓発活動の推進

各小学校で5・6年生児童を対象に「人権教育講演会」を開催し、児童一人一人が、生命を大切にする、自他の人格を尊重する、お互いの個性を認め合う、他者の痛みがわかる、他者を思いやる、正義感や公正さを重んじる等「豊かな心」を培う。また、小学生じんけん教室や人権ジュニアリーダー学級等への参加やいじめの問題、その取組について保護者の理解と指導への協力を促すよう周知・広報啓発活動を充実する。

2 教職員間の情報共有の徹底

(1) 組織的な対応体制

学校は、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、児童生徒一人一人を大切にする教育実践を行うことを土台に、全体計画、いじめの早期発見のための措置、いじめ事案への対処や校内連携の在り方、年間指導計画など、いじめ防止及び解決の観点から体系的・計画的に行われるよう包括的な取組の方針を定めるものとする。いじめの兆候や情報を把握した際は、個人の判断で抱え込まず、直ちに「いじめ対応チーム」等の組織へ報告し、情報を集約する。組織として情報を共有し、事態の軽重を問わず、速やかに事実関係の確認を行う。

(2) 教職員研修の充実

校長を通じて、国の基本方針やいじめ問題に関係する通知等を踏まえて教職員へのいじめ問題に関する正しい理解促進の周知徹底を図る。教職員の不適切な認識や言動がいじめを助長し、深刻化を招きうること、特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることを教職員へ周知する。

また、いじめ等生徒指導上の課題に適切に対応できるよう、専門家等による管理職研修を計画・推進するとともに、児童生徒の主体的な活動を支えるための教職員研修を実施し、児童生徒と教職員が両輪となり、一人一人を大切にする学校・学級づくりを目指す。教職員が、いじめ問題に関する正しい理解および、その態様に応じた適切な対処ができるための研修や、専門職によるカウンセリングマインド研修等を計画・推進する。

(3) 早期発見における共有

教職員は、日ごろから児童生徒一人一人の立場や思いの理解に努め、児童生徒が進んで相談したり報告したりできる信頼関係を築いておかなければならない。そして、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関りを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。

全児童生徒を対象に、各学期に「学校生活実態把握調査」を実施し、調査項目を生徒指導委員会等で協議し、教職員間の共通理解を図る等、校長を中心として組織的な対応を推進する。学校においてもアンケート等の実施により、児童生徒からのいじめについての訴えを受け止めるシステムの構築を推進する（例：定期的に全児童生徒に「悩みカード」などを記入させ、いじめや悩みを素早く把握することによって早期解決を図る等）。なお、いじめを受けている児童生徒は、知られたくないとの思いから、アンケート等への記入をためらうことも考えられる。これは、いじめを見た他の児童生徒についても同様である。記入に当たっての指導や記入後の様子など、細部にわたり安心して相談できる配慮を全学年・学級で徹底する。

3 外部機関との連携強化

(1) 関係機関との連携

いじめ問題に係る関係機関、団体等の連携を図るため、条例に基づき、「加東市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、情報共有と意思疎通を行う。学校単独での解決が困難な事案に対し、教育委員会内に「支援チーム」を組織し、兵庫県教育委員会の「学校問題サポートチーム」や関係機関と緊密に相談を行い、早期解決を図る。

(2) 警察等との連携

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案への対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して適切な対応を図る。また、インターネット上の書き込みや画像等によるいじめについては、専門機関と連携し、早期に削除する等迅速に対応することで被害の拡大や深刻化を防止する。

(3) 家庭・地域との連携

いじめの定義を正しく認識し、学校や市が実施するいじめ防止の取組に協力いただけるよう保護者に促す。民生委員等と連携し、地域における見守り活動を依頼する。

4 相談しやすい環境の整備

(1) 相談窓口の充実と周知

学校教育課（青少年センター）内に相談窓口を設置し、月曜日から金曜日まで（9時～17時）、児童生徒本人や保護者等からの電話相談や面接相談体制を整備する。校内の相談窓口のみならず、国や県の外部の相談機関について周知を徹底する。

(2) 専門職の配置

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、専門職による校内教育相談体制を整備する。本人および保護者に対して積極的な活用を促し、重層的なケア体制を構築する。また、教育委員会にスクールロイヤーを配置し、法的な根拠に基づき対応できる体制を整備する。

(3) 相談における配慮

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らいじめの情報を教職員に発信することは、児童生徒にとっては多大な勇気を要する。これを踏まえ、児童生徒からの相談に対して、教職員等が速やかに対応することを徹底する。1人1台端末を使用したWebアンケートでは、単に「困ったこと」の有無を問うだけではなく、ストレス反応の有無を問うなど、「いじめ」という言葉を含まないが、児童生徒が強い心身反応を訴えていれば、声かけができる設問も取り入れる。

(4) 早期対応

①学校の「組織」を核とした対応

組織的な対応方針を策定した上で、いじめを受けた児童生徒への支援、いじめを行った児童生徒への指導、周囲の児童生徒へのケア等について、教職員の役割分担を明確にし、機動的に対応する。

②いじめを受けた児童生徒への対応

いじめを受けた児童生徒の安全確保を最優先とし、本人の心情に寄り添いながら傾聴することで、心身の苦痛の状況や事実関係を詳しく把握する。「学校が全力で守り抜く」という姿勢を明確に示し、いじめを受けた児童生徒に落ち度があるかのような考え方で接することがないように留意する。具体的な支援策を提示し、事態が完全に解決するまで継続的な見守りと心のケアを行う。必要に応じて専門職と連携し、重層的なケア体制を構築する。

③いじめを行った児童生徒への対応

事実関係を多角的に確認した上で、予断を持たずに指導を行う。いじめを行った児童生徒に「いじめ」の自覚が乏しい場合であっても、相手が苦痛を感じている事実を明確に伝え、他者の尊厳を傷つける行為はいかなる理由があっても許されないことを理解させる。行為の重大性を認識させ、心からの謝罪へと繋げる。一方で、本人の背景にある悩みや葛藤にも配慮し、専門職を交えて再発防止と立ち直りを支援する。必要に応じて専門職と連携し、重層的なケア体制を構築する。

④いじめを通報した児童生徒への対応

通報者の秘匿を最優先とし、プライバシーの保護を徹底する。勇気を持ってSOSを発信したことを高く評価し、その勇気が守られることを保証する。教育活動全体を通じて当該児童生徒の安全を確保するとともに、保護者とも緊密に連携し、通報によって不利益が生じないよう細心の注意を払う。

⑤いじめが起きた集団及び周囲の児童生徒への対応

周囲の児童生徒に対し、いじめを「自分たちの課題」として捉えさせる指導を行う。静観（傍観）することは、いじめを助長する行為であることを理解させ、いじめを受けた側の立場に立った思考を促す。いじめを制止することが難しくとも、「信頼できる大人に知らせる」ことが正義であり勇気ある行動であることを肯定する。囁し立てる等の同調者に対しては、その行為がいじめに加担していることを厳しく指導する。

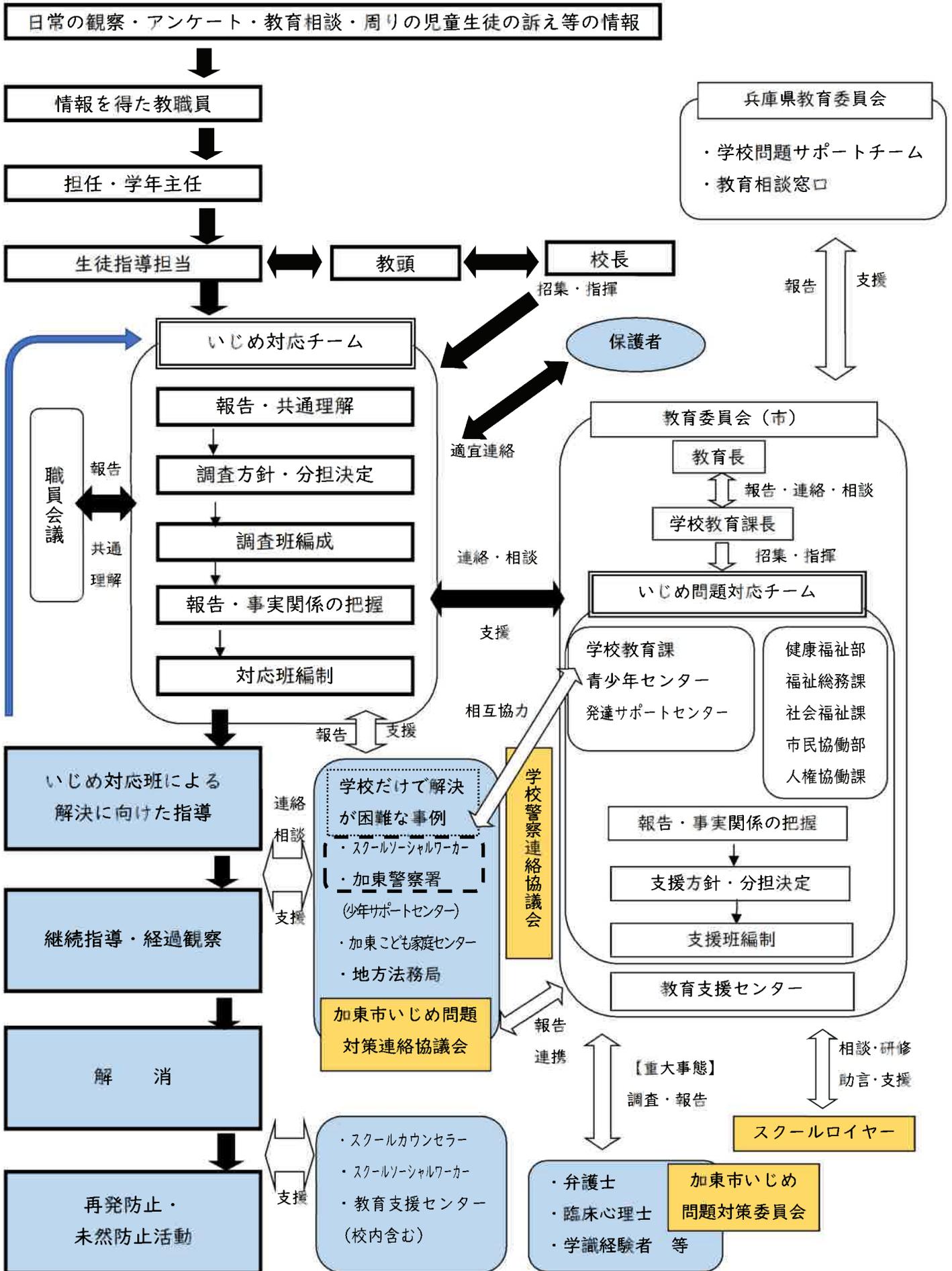
⑥保護者への対応

いじめを受けた側・いじめを行った側双方の保護者に対し、迅速かつ丁寧な事実説明を行う。いじめを受けた側には、学校が守り抜く方針を誠実に伝え、不安や要望を真摯に受け止める。いじめを行った側には、いじめを受けた側の苦痛を事実として正確に伝え、学校と家庭が連携して改善を図れるよう協力を求めるとともに、継続的な支援を行う。

学校は、双方の保護者間で事実認識の齟齬が生じないよう、適切な情報共有を講じる。特に、法的な判断が必要な事案や対応が困難な事案については、スクールロイヤーと連携し、専門的な知見に基づいた助言を受け、信頼関係に基づいた対応に努める。早期に法的な相談ができる体制を構築することで、問題の重篤化を防ぎ、客観的かつ適正な対応による円滑な学校運営を図る。

なお、いじめの解消については、「いじめに係る行為が止んでいること」および「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の双方が満たされ、一定の期間が経過するまで、安易に解消と判断せず継続的な支援を行う。また、専門職を活用し、保護者の精神的なケアにも努める。

<組織的な対応（例）>



第3章 重大事態への対処

いじめ重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月文部科学省）」（以下、「ガイドライン」とする）、「いじめ対応マニュアル（令和7年3月兵庫県教育委員会）」により適切に対応する。

1 重大事態の定義

法第28条第1項に基づき、次に掲げる事態を「重大事態」と規定し、組織的に対応する。

第一号 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生命・心身・財産重大事態）

（自殺企図、重大な身体傷害、精神疾患の発症、金品への重大な被害など）

第二号 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校重大事態）

（年間30日を目安とするが、連続欠席の場合は日数に関わらず迅速に判断）

これらは事態が「確定」した段階ではなく、「疑いがある」と認める段階で重大事態として扱うことに留意し、迅速に対応を開始する。

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、学校側が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態ではない」と判断したとしても、重大事態が発生したものと報告・調査に当たる。学校が把握していない重要な情報が含まれている可能性を鑑み、安易に否定せず、真摯に対応することを徹底する。

2 重大事態の調査

（1）発生時の報告および通報・相談

①教育委員会への報告

重大事態が発生した（疑いを含む）場合は、直ちに教育委員会へ第一報を入れ、速やかに文書（いじめ重大事態発生報告書）にて報告を行う。教育委員会はこれを受け、市長へ速やかに報告する。

②警察等との連携

暴力や金銭強要等の犯罪行為が疑われる場合は、被害児童生徒の保護を最優先とし、速やかに警察署に通報・相談を行う。

（2）調査の実施と組織

①調査の趣旨

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資することを目的とする。

②調査主体

事案の特性等に基づき、学校または教育委員会が主体となって調査を行う。学校が主体となる場合も、教育委員会の指導・支援のもと、速やかに調査組織を設ける。

③事実関係の把握

因果関係の特定を急ぐのではなく、いつ、誰が、どのような行為をしたか、背景事情や学校の対応はどうであったか等の客観的な事実を網羅的に調査する。

(3) いじめを受けた児童生徒および保護者への情報提供と意見の尊重

法第28条第2項に基づき、事実関係等の必要な情報を被害児童生徒および保護者に対して適切に提供する。

①所見の反映

情報提供の結果を踏まえ、保護者が希望する場合には、保護者側の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添える措置を講じる。

②プライバシーへの配慮

情報提供にあたっては、関係者の個人情報や他者のプライバシー保護に十分に配慮する。

(4) 調査結果の報告と再調査（法第30条）

①調査結果の報告

学校による調査結果は、速やかに文書（いじめ重大事態調査結果報告書）にて教育委員会へ報告し、教育委員会はこれを市長に報告する。

②市長による再調査

報告を受けた市長は、事態への対処や再発防止のために必要があると認めるときは、附属機関を設ける等の方法により再調査を行うことができる。

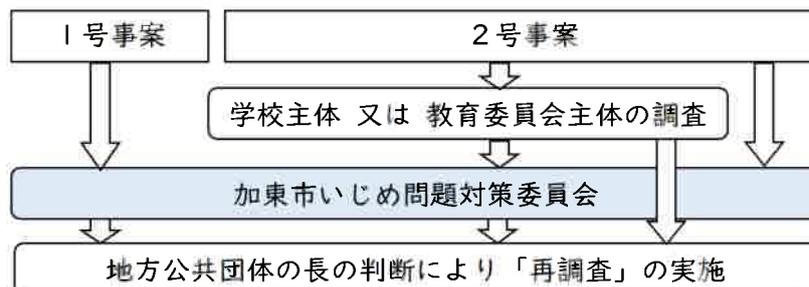
③措置の実施

市長および教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、必要な措置を講じるとともに、その結果を議会へ報告する。

④報告書の公表

「いじめ重大事態に関する調査報告書の公表について（令和7年7月加東市教育委員会）」及びガイドラインに基づき、総合的に判断して対応する。

<重大事態対応フロー図>



3 対象児童生徒および関係児童生徒への対応

(1) いじめを受けた児童生徒への対応

いじめを受けた児童生徒の思いを受け止め、心身の苦痛の状況を深く理解しようとする姿勢を基本とする。「学校が全力で守り抜く」という決意を明確に伝えるとともに、事態の解消に向けた具体的な対応状況を速やかに示し、安心感を与える。

①組織的見守りと保護

生命、心身または財産への重大な被害を回避するため、複数の教職員による組織的・継続的な見守り体制を構築する。聞き取りの際は、児童生徒の心身の状態に最大限配慮し、安心して学習できる環境を確保する。

②専門職による支援

スクールカウンセラー等による相談体制を周知し、本人および保護者に対して積極的な活用を促す。

③家庭状況の把握と支援

スクールソーシャルワーカー等による家庭訪問を通じ、家庭状況を的確に把握する。不測の事態を回避するため、保護者と緊密に連携し、家庭全体を支援する。

④緊急避難措置

いじめが原因で不登校が生じている場合、本人の状況に応じて保健室や校内サポートルームへの登校や教育支援センターの利用など、柔軟な教育機会の確保と緊急避難措置を講じる。

(2) いじめを行った児童生徒への対応

事実関係を多角的に確認した上で、いじめは人格を傷つける絶対に許されない行為であることを理解させ、自らの行為を深く反省させる。

①組織的指導と立ち直り支援

担任一人に任せず、組織として継続的な観察と指導を徹底する。本人の発達上の悩みや葛藤、抱えている問題など、いじめの背景にも目を向け、専門職と連携して立ち直りを支援する。

②出席停止

継続的な指導にもかかわらず改善が見られない場合は、教育委員会と連携し、法に基づく「出席停止」を検討する。その際も、家庭訪問等により当該児童生徒の学習権を保障し、改善に向けた家庭との連携を強化する。

(3) いじめを通報した児童生徒への対応

通報者のプライバシー保護を最優先とし、勇気ある行動を高く評価・称賛する。「最後まで守り通す」ことを明確に伝え、教育活動全体を通じて見守りを行い、安全確保のための取組を徹底する。その際、保護者とも緊密な連携を図る。

(4) 集団および周囲の児童生徒への対応

周囲の児童生徒に対し、いじめを「自分たちの問題」として捉えさせる。傍観することは加害に加担するのと同義であることに気づかせ、被害者の心情を想像させる指導を行う。直接の制止が難しくとも、「信頼できる大人に知らせる勇気」を持つよう促す。同調者に対しては、その行為がいじめの一部であることを厳しく自覚させる。

4 保護者への対応

(1) いじめを受けた側の保護者およびいじめを行った側の保護者

重大事態としての調査が、事態の対処および再発防止を目的とするものであることを迅速かつ丁寧に事実説明を行い、理解を得る。いじめを受けた側の保護者に対しては、調査の経過や判明した事実関係を、適時適切な方法で誠実に説明する。

その際、必要に応じてスクールロイヤーと連携し、法的な根拠に基づいた丁寧な説明を行うことで、保護者が安心できる環境を作り、事態の長期化や重篤化を回避するよう努める。

(2) PTA (PTCA) 等との連携

役員等と情報を共有し、地域社会と一体となった解決に向けて積極的に協力・連携を図る。

(3) 緊急保護者会の開催

憶測による混乱を防ぎ、学校としての説明責任を果たすため、教育委員会と連携し、必要に応じて緊急保護者会を開催する。実施にあたっては、関係者の個人情報保護に細心の注意を払う。

5 関係機関等への対応

(1) 地域人材の活用

民生委員等の地域人材と連携し、地域における見守りや巡回活動を依頼する。

(2) 専門機関との連携

いじめの原因や背景の一つとして、家庭での児童虐待等の疑いがある場合は児童相談所へ速やかに通報する。また、精神疾患等が認められる場合は、臨床心理士等の専門的助言を踏まえ、医療機関と速やかに相談・連携する。

第4章 いじめ防止等の検証と見直し

1 基本方針の適時・適切な見直し

教育委員会および学校は、法の施行状況や国・県の基本方針の改定、社会情勢の変化等に応じ、必要に応じて「加東市いじめ防止基本方針」および「学校いじめ防止基本方針」の見直しを検討し、実効性を維持する。

2 取組状況の随時検証

教育委員会は、市内のいじめの発生状況や学校側の対応状況を客観的に把握し、いじめ防止等に向けた各種施策が効果的に機能しているかについて、随時検証を行う。

3 学校評価を活用した検証と公表

学校は、自校のいじめ防止等に向けた取組について、学校評価（自己評価・関係者評価）等の枠組みを用いて客観的に検証する。その結果を教育委員会に報告するとともに、保護者や地域住民に対して公表し、透明性の確保と取組の改善に繋げる。

策 定	平成26年4月
一部改訂	平成26年5月
一部改訂	平成29年4月
一部改訂	平成30年4月
一部改訂	令和 5年4月
一部改訂	令和 6年4月
一部改訂	令和 7年4月

加東市教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画（案）

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教職員が心身共に健康で能力を発揮できる環境を整備し、質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に対応していくため、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進する。

このような趣旨を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

(2) 本市の現状

本市では、教職員の勤務時間の適正化を目指し、これまでから「加東市学校業務改善推進計画」をはじめとした計画の策定や、各学校・地域の実態に応じた取組を進めてきた。令和2年4月に、「県費負担教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」を策定し、教職員の業務量の適切な管理や健康および福祉の確保を図るための取組を進めている。

また、令和2年度から、加東市学校働き方改革（業務改善）推進委員会を開催し、勤務時間の適正化推進に係る現状について意見交流し、業務改善の対策等について協議を重ねて取組を推進してきた。令和4、5年度にICT活用働き方改革（業務改善）推進委員会を開催し、ICT活用の状況及び業務改善内容について協議し、サービス管理の電子化につなげることができた。令和6年度に、中教審答申や国の通知を受けて、県教育委員会と連携・協働の上、全県共通目標及び全県共通取組を設定した。

さらに、令和7年度に、保護者や地域に向けて、働き方改革の趣旨や取組へ理解・協力を得るための県・市町共同メッセージを発出し、全県一丸となって取組を推進している。

こうした取組の結果、市立学校における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

1箇月時間外在校等時間	教職員数※1	割合※2
80時間超	【市】10人 【県】1,077人	【市】4.2% 【県】12.2%
45時間超	【市】135人 【県】3,958人	【市】56.5% 【県】44.9%

※1 令和6年度において1箇月でも月80時間または45時間を超えたことがある教員の実人数

※2 【市】教員239人に占める割合 【県】教員8,823人に占める割合

一人当たりの超過勤務時間については、月平均で約半数が30時間以内に収まっているものの、月平均30時間を超える教職員も半数以上存在しており、勤務時間は二極化している。

一人あたり年間平均（月平均） 時間外在校等時間	教職員数	
	年間360時間超 （月平均30時間）	年間720時間超 （月平均60時間）
【市】 317時間16分（月平均：26時間26分）	【市】 114人（47.7%）	【市】 14人（5.9%）
【県】 314時間47分（月平均：26時間19分）	【県】 3,158（35.8%）	【県】 527人（6.0%）

なお、令和6年度の市立学校における精神疾患による病気休暇等取得者はいない。

2 計画期間

令和8年度から令和11年度（4年間）とする。

政府の目標『令和11年度までに月平均30時間程度』を踏まえ、年度ごとに進捗評価を行う。

3 目標

（1）時間外在校等時間に関する目標

教職員が“子どもたちと向き合う時間”や“授業の質を高める時間”を十分に確保できるよう、まずは時間外在校等時間が月80時間超の教職員数をゼロにすることを最優先で目指しつつ、全ての教職員が月45時間以内となること、さらに、政府の目標である、1箇月時間外在校等時間平均30時間程度、1年間時間外在校等時間360時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合：100%
- ・1年間における教職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間：30時間程度
- ・1年間時間外在校等時間：360時間以下

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員が心身ともに健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備する。

- ・年次休暇を計画的に年間10日以上を取得する教職員：100%

※参考 市：調査中

県：【R6実績：平均13.6日、10日以上取得 71.5%】

- ・ストレスチェック（公立学校共済組合心のセルフチェックシステム）における健康リスク値（総合）120以上の所属数（全国平均が100）：0所属

※参考 市【R6実績：0所属】

県【R6実績：3所属】

4 実施する業務量管理・健康確保措置

(1) 業務量の削減・業務の効率化

～「学校業務改善に関するガイドライン（令和6年3月策定）」の6つの取組の方向に基づく取組（全県共通取組）～

①教職員の意識改革

ア ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・年次休暇取得に係る目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定
- ・管理職研修において、働きがいのある学校づくりに関する研修を実施

イ 「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の実施

- ・定時退勤日：全教職員が定時に退勤する日を週1日以上実施
- ・ノー会議デー：会議を設定しない日を週1日以上実施
- ・ノー部活デー：部活動の休業日を設定（平日及び土日等の週休日にそれぞれ1日以上設定）する日を週2日以上実施

ウ 「業務改善プロジェクトチーム」（学校業務改善推進委員会）の設置

- ・全学校に設置し、業務改善の取組について協議するプロジェクトチーム会議（学校業務改善推進委員会）を開催

②業務の整理とマネジメント

ア 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 部活動の「ガイドライン」に基づく、休養日・活動時間の遵守

- ・「ノー部活デー」の実施【再掲】
- ・1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度

③ICT活用による業務の効率化

ア 職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化

イ 担当者研修会の実施

- ・教育委員会による情報教育担当教員に対する情報教育研修の実施

ウ アンケート・配布物のデジタル化等、ICTの積極的な活用

- ・統一のシステムやアプリの導入
- ・ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備

④「チーム学校」としての業務改善

ア 「業務改善プロジェクトチーム」の設置による業務改善の推進（再掲）

イ 外部人材の積極的な活用

- ・事務補助、スクールサポートスタッフ、スクールアシスタント、介助員、部活動外部指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーの外部人材を積極的に活用
- ・教育支援センター（校内含む）に、教育支援相談員、教育支援センター指導員、生活指導補助員の市会計年度任用職員を積極的に活用
- ・地元の兵庫教育大学の学生を学習支援員として積極的な活用
- ・保護者や地域の方々に、登下校の安全見守り活動を依頼

⑤制度・仕組みの見直し

ア 学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施

- ・学校教育課において各学校の教育課程の編成を点検し、学校が時間割編成等の工夫を図るよう指導・助言を実施

イ 学校行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直し

- ・好事例集の取組を推進

ウ 教育委員会による各種調査・照会業務、行事・会議等の精選・見直し

- ・照会・回答様式や提出方法の工夫や頻度の見直しを実施

⑥執務環境の整備

ア 5S活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣づけ）」

- ・学校全体として、パソコン内の共有フォルダの整理や教材・備品等の整理・整頓など、5S活動を推進
- ・ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備【再掲】

イ ハラスメントのない職場環境づくり

- ・ハラスメント防止指針の周知・徹底
- ・管理職・一般職員研修の充実
- ・相談窓口の活用周知

～「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組～

①学校以外が担うべき業務

ア 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整

- ・学校運営協議会等を活用した地域への協力依頼の促進や、地域コーディネーターの配置により、関係者間の連絡調整を実施

イ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等による学校では対応が困難な事案への対応

- ・スクールロイヤーの配置により、法に基づく助言が得られる体制を整備し、早期解決を支援
- ・学校教育課等による、保護者、住民からの電話相談・面接相談及び早期解決への協力等の支援を実施

②教師以外が積極的に参加すべき業務

ア 調査・統計等への回答

- ・学校等を対象に実施する調査の内容の見直しや、調査数等についても把握・精選を継続実施し、調査数・量を縮減
- ・校務支援システム等の活用を定着させること等により、照会業務の効率化を推進

イ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会内に相談窓口を設置し、学校からの問い合わせへの対応や、各校にICT機器支援員派遣等の支援を実施

ウ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・既存学校プールの改修については、市財政状況や費用対効果等を総合的に判断し、検討
- ・プール自体の外部委託については、教育委員会や学校等、広く議論する必要があると認識

エ 部活動

- ・部活動の「ガイドライン」（「いきいき運動部活動」（4訂版）及び「文化部活動の在り方に関する方針」）に基づき、「ノー部活デー」を実施
- ・部活動指導員の配置
- ・部活動改革推進室を設置し、加東市部活動あり方検討委員会等を開催し、計画的な地域展開を検討

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 授業準備

- ・採択教科書に準拠した指導計画作成に関して、ICT活用やDX推進による業務効率化を推進

イ 学習評価や成績処理

- ・教育情報ネットワーク・校務支援システムのクラウド化を見据えたICT環境整備の推進
- ・新学習指導要領に対応したデジタル採点システム及びその後の成績処理から通知表や指導要録入力まで一元化できるシステムを整備

ウ 進路指導の準備

- ・児童生徒が将来の進路を選択できる能力を育成し、希望する進路を実現するための支援を行い、将来の夢を実現する基盤を構築

- ・市福祉関連課等と連携した発達サポートセンターによる幼児期から大人まで支援する体制を整備

エ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる児童生徒に関する教職員の相談や、児童生徒理解等に関する教職員研修や助言等を実施
- ・スクールロイヤーによる法律相談を定期的実施するとともに、学校訪問等を通じた保護者対応等に効果的な助言や支援等を実施
- ・市福祉総務課主催の加東市要保護児童対策地域協議会実務者会議等で支援方針を検討、共有し、家庭も含めた支援を各課と連携した支援体制を構築
- ・児童生徒の発達等に関する専門知識を有する職員が常駐する発達サポートセンターが、保護者をはじめ教職員の相談に応じるとともに、大学の学識経験者とともに学校を訪問して、児童生徒の様子を直接見て、適切な助言や支援等を実施
- ・国際交流協会と定期的に情報共有する場を設け、日本語指導などの支援が必要な外国人児童生徒や家庭への支援に協力を依頼するとともに、市多文化共生サポーターや多言語相談員の派遣、通訳システムの充実による支援体制の拡充

～その他の取組～

- ・教職員の勤務時間適正化 先進事例集「GPH200」に掲載されている取組を各校の実情や課題に応じて促進
- ・学校評価の結果に基づき学校運営の改善措置を講ずる取組が時間外在校等時間の長時間化につながらぬよう、指導・助言を実施
- ・教職員の校務の効率化や児童生徒の学びの充実に向けて、教職員による生成AI等の活用の促進
- ・教育委員会職員と教職員（管理職・教員・事務職員）がアクセスできる校務支援システムを令和8年度に更新

(2) 健康の保持増進

～ワーク・ライフ・バランスの推進や心の健康づくり計画に基づく取組～

- ・年次休暇取得に係る目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定
- ・各学校における労働安全衛生委員会等の定期的な開催
- ・1箇月時間外在校等時間が月80時間超または2～6月平均80時間超の職員への産業医面談指導の実施
- ・心の健康問題についての相談窓口の活用周知【再掲】
- ・各所属における年次目標を設定し、長期目標の達成に向けた取組を推進

心の健康づくりを目指した長期目標

- 教職員一人ひとりが心の健康と勤労意欲を維持し、生き生きとやりがいを持って仕事ができること。
- 円滑なコミュニケーションを推進し、快適な職場環境を確保すること。
- 管理職を含む教職員全員が心の健康問題について理解し、心の健康づくりにおけるそれぞれの役割を果たせるようにすること。

(3) 取組の実効性を高めるための推進体制の整備

- ・教育委員会、学校で働く各職種の職員が相互に連携し、現状の共有や有効な支援などを検討する「加東市学校働き方改革（業務改善）」の設置・運営
- ・全県共通目標及び取組の実施状況の評価・検証等を実施する「働きがいのある職場づくり推進本部」を学校教育課内に設置・運営
- ・年度ごとに「加東市立学校業務改善推進計画」を作成し、具体的な業務改善の推進

5 今後のフォローアップ

- ・「働きがいのある職場づくり推進本部」及び定例教育委員会、総合教育会議において、目標の達成状況、具体的措置の取組状況等を報告
- ・共同メッセージ等を活用し、学校ホームページへの掲載や、PTA（PTCA）・学校運営協議会等を通じて保護者や地域に理解促進と周知
- ・時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対し、個別の支援・指導を実施
- ・様々な機会を捉えた各学校へ本計画の周知
- ・管理職向けのマネジメント等に関する研修の充実
- ・教育委員会職員と教職員（管理職・教員・事務職員）がアクセスできる校務支援システムを令和8年度に更新【再掲】

加東市地域クラブ活動団体 認定状況

1 地域クラブ活動の申請状況について

[第1次募集]令和7年10月28日～令和7年11月22日

[第2次募集]令和7年12月2日～令和8年1月20日

20団体申請（運動12、文化8）

2 地域クラブ活動の認定状況について

市教委で設置した「認定審査委員会」において審査を実施した結果、以下の団体を認定しました。生徒への周知方法等については、今後調整します。

認定K【向上型】 中学生を中心とした活動

認定T【交流型】 多世代が参加する中に中学生も参加して交流する活動

認定C【参加型】 様々な体験活動を通してレクリエーションを目的とする活動

【認定団体K】運動8、文化3

	競技名	対象	活動拠点 (予定)	活動開始 予定時期	備考
1	サッカー	男女	市内中学校	R8.8	部活動から移行：休日地域クラブ
2	サッカー	男	市内グラウンド	R8.4	スポーツクラブ 21 から
3	フットサル	男女	スカイピア	R8.4	スポーツクラブ 21 から
4	柔道	男女	社武道館ほか	R8.4	スポーツ少年団から
5	バドミントン	男女	東条学園	R8.4	部活動から移行：休日地域クラブ
6	バスケット	女	社学園	R8.8	部活動から移行：休日地域クラブ
7	バスケット	男女	市内体育館	R8.4	新設
8	和太鼓	男女	さんあいセンター	R8.4	加東市文化連盟から
9	演劇	男女	社公民館	R8.4	新設
10	吹奏楽	男女	社学園	R8. 秋頃	部活動から移行：休日地域クラブ
11	バレーボール	男女	滝野中	R8.4	新設

【認定団体T】運動4、文化5

	競技名	対象	活動拠点 (予定)	活動開始 予定時期	備考
1	バスケット	女	市内学校	R8.4	スポーツ少年団から
2	パワーリフティング	男女	雷神ファクトリー	R8.4	パワーリフティング協会から
3	バドミントン	男女	東条学園ほか	R8.4	スポーツクラブ 21 から
4	絵画	男女	雷神ファクトリー	R8.4	雷神ファクトリー
5	陸上	男女	市内グラウンド	R8.4	スポーツクラブ 21 から
6	篠笛	男女	さんあいセンター	R8.4	北播磨伝統芸能委員会
7	よさこい	男女	さんあいセンターほか	R8.4	公民館サークル
8	民謡・舞踊	男女	さんあいセンターほか	R8.4	公民館サークル
9	フラエクササイズ	男女	さんあいセンターほか	R8.4	公民館サークル

加東市教育委員会 後援名義使用許可事業一覧表

(対象期間 R8.1.16～R8.2.15)

文書 番号	許可日	決定	開催期間	事業名	団体名
707	R8.1.22	許可	R8.2.8	令和7年度加東市連合PTA P T C A活動支援事業実践発表大会	加東市連合PTA
713	R8.1.23	許可	R8.4.25	兵庫北播磨縁日2026	一般社団法人縁日地域振興協会

許可	2
不許可	0
取消	0
申請件数合計	2

令和7年度 図書館の利用状況 (2026年1月末現在)

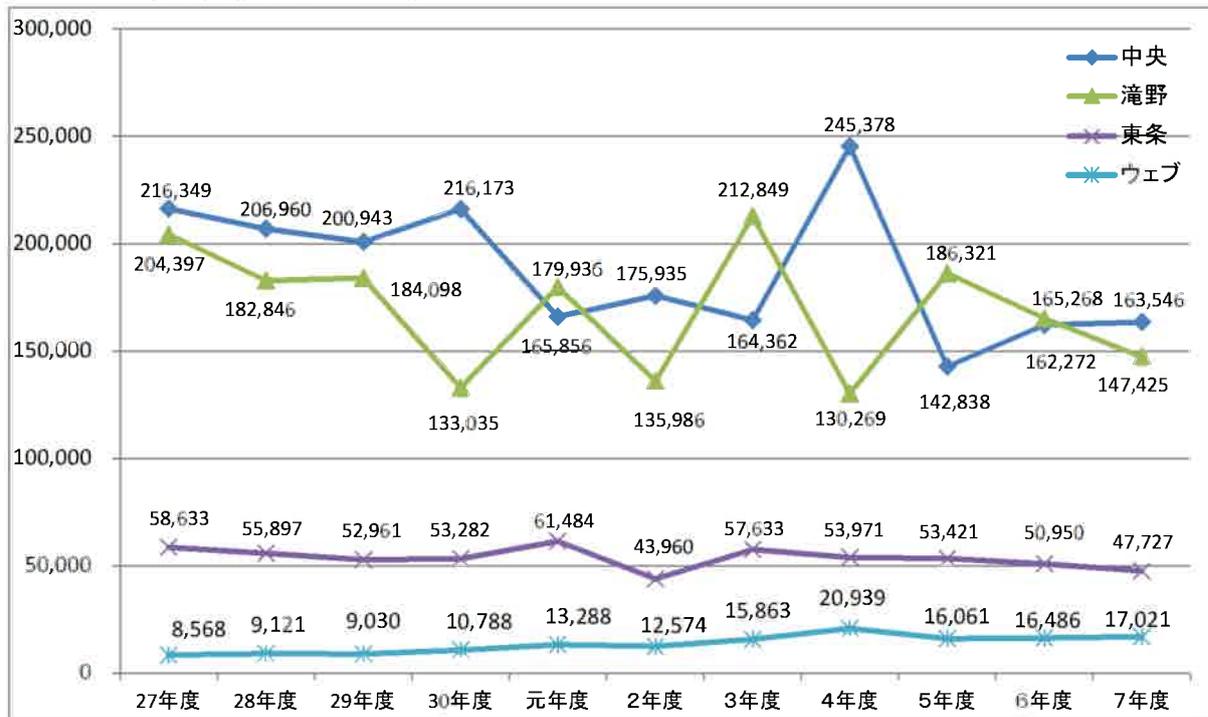
■ 1月の利用状況

館名	登録者数	利用者数			予約件数	貸出点数			開館日数
		6年度	7年度	増減比		6年度	7年度	増減比	
中央	28	3,187	3,128	-1.9%	598	15,918	15,716	-1.3%	24
滝野	15	2,362	2,298	-2.7%	409	15,240	14,316	-6.1%	23
東条	6	889	780	-12.3%	205	5,161	4,910	-4.9%	23
ウェブ		1,376	1,438	4.5%	3,359	1,376	1,438	4.5%	
合計	49	7,814	7,644	-2.2%	4,571	37,695	36,380	-3.5%	

■ 4月～1月の利用状況

館名	登録者数	利用者数			予約件数	貸出点数			開館日数
		6年度	7年度	増減比		6年度	7年度	増減比	
中央	411	30,132	32,064	6.4%	5,535	162,272	163,546	0.8%	252
滝野	279	26,398	24,402	-7.6%	4,078	165,268	147,425	-10.8%	244
東条	108	8,212	8,178	-0.4%	2,134	50,950	47,727	-6.3%	244
ウェブ		16,486	17,021	3.2%	31,902	16,486	17,021	3.2%	
合計	798	81,228	81,665	0.5%	43,649	394,976	375,719	-4.9%	

■ 4月～12月の年度別貸出冊数グラフ



かとうのこんだて

加東市教育委員会
加東市学校給食センター
TEL(0795) 42-0074
FAX(0795) 42-5591

「子育てしやすいまち加東」
加東市立小中学校、義務教育学校に通学するすべての児童生徒の給食費を無償としています。



3月の給食のテーマ
楽しみながら
給食を食べよう

日	主食	牛乳	こんだてめい	赤のなかま おもに体をつくるものになる	黄のなかま おもにエネルギーのもとになる	緑のなかま 体の調子をとのえる	栄養摂取量 ()内は中学生		
							1人あたり kcal	たんぱく質 g	
2月	ごはん	○	ビーフスープ やきぎょうざ 小2こ中3こ ホイコーロー	ぎゅうにゅう ベーコン ぎょうざ ぶたにく、みそ	ごはん ビーフ さとう、ごまあぶら、ごま、でんぷん	にんじん、たまねぎ ほししいたけ、ねぎ、しょうが キャベツ、にんにく	584 (760)	20.1 (25.0)	
3月	かとう夢プラン ちらしずし	○	ふのすまし汁 とりにくのてりあげ 小2こ中3こ カラフルおひたし かとうのももゼリー	ぎゅうにゅう かまぼこ とりにく かつおぶし	ちらしずし やきふ もんぱん、あぶら、さとう	えのき、にんじん たまねぎ、ねぎ ごまつな、キャベツ スイートコーン	597 (763)	24.6 (32.1)	
4月	パン	○	ポークビーンズ ハムステーキ うみとはたけのサラダの ドレッシングあえ	ぎゅうにゅう ぶたにく、たいいず ポロニアステーキ まぐろあぶらづけ、ひじき	コッペパン じゃがいも、さとう ごま、ごまあぶら、オリーブあぶら	たまねぎ、にんじん キャベツ、スイートコーン	634 (820)	30.1 (38.2)	
5月	ごはん	○	このはどん みそカツ こんさいのごまずサラダ	ぎゅうにゅう けいちゃん、かまぼこ、あぶらあげ ごめちキンカツ、みそ チキンハム	ごはん さとう、でんぷん、あぶら オリーブあぶら、ごま	たまねぎ、にんじん ごまつな、ほししいたけ れんこん、ほうれんそう	662 (851)	27.6 (34.6)	
6月	ごはん	○	ばちじる さわらのみそたれかけ こうやどうふのもの	ぎゅうにゅう あぶらあげ さわら、みそ こうやどうふ、とりにく	ごはん そうめんばち さとう、でんぷん	にんじん、たまねぎ えのき、ねぎ さやいんげん、ほししいたけ	589 (752)	27.6 (34.0)	
9月	ごはん	○	にくだんごスープ タツカンション 小2こ中3こ ちゅうかつナサラダ	ぎゅうにゅう にくだんご とりにく まぐろあぶらづけ、わかめ	ごはん はるさめ でんぷん、あぶら、ごま さとう、ごまあぶら	にんじん、たまねぎ、もやし ねぎ、にんにく きりほしだいこん、ほうれんそう	643 (831)	28.5 (37.2)	
10月	ごはん	○	ポークカレー ライスパスタサラダ ふくしんづけ	ぎゅうにゅう ぶたにく チキンハム	ごはん じゃがいも ライスパスタ、ごま、さとう ごまあぶら	たまねぎ、にんじん、にんにく キャベツ、スイートコーン ぶくしんづけ	621 (794)	21.4 (26.2)	
マークの日は、かとう夢プランの日です。 マークの日は、かみかみメニューの日です。マークの日はスプーンがあります。 ※太字の食品は、加東市産・兵庫県産を使用する予定です。 ※物資等の都合により、献立を変更する場合があります。							今月の平均栄養価	629 (802)	25.9 (32.2)

令和7年度最後の月です。1年間一緒に過ごしたクラスメイトや先生への感謝の気持ちを忘れずに、思い出をふり返りながら楽しく給食を食べましょう。

3月のかみかみメニュー
5日(木) 根菜のごま酢サラダ
9日(月) 中華ツナサラダ
10日(火) 福神漬け
12日(木) 蓮根の金平
16日(月) 肉とごぼうの旨煮



3月3日(火)かとう夢プラン
楽しみのある学校給食特別メニュー
『ひなまつり献立』
・ちらし寿司 ・牛乳
・ふのすまし汁 ・鶏肉の照り揚げ
・カラフルおひたし ・かとうのももゼリー

3月3日はひなまつりです。ひなまつりは、「桃の節句」とも言われ、ひな人形や桃の花を飾り、女の子の健やかな成長と幸せを願う行事です。はまぐりのお吸い物やひしもち、ひなあられ、ちらし寿司が食べられます。給食では、ちらし寿司、はまぐりのお吸い物の代わりにふのすまし汁、桃の節句にちなんだかとうのももゼリーを提供しま

3月17日(火)ありがとう給食
・減量華やかごはん
・牛乳
・具だくさんコンソメスープ
・ポテとお米のチキンカツ
・ビーンズサラダのごまマヨ和え
・いちごのスティックケーキ



「ありがとう給食」は、1年間一緒に過ごした友だちやお世話になった先生、そして毎日の給食に「ありがとう」の気持ちを持って食べてほしいという想いを込めています。楽しみながら食べてください。

卒業・修了お祝い給食

もうすぐ卒業・修了を迎える、小学校6年生・中学校3年生・義務教育学校6年生と9年生の皆さんにお祝い給食を提供します。今まで一緒に過ごした仲間やお世話になった方々との楽しかった思い出をふり返りながら食べてください。

- 【お祝い給食の献立】
 <主食>減量しそご飯 <飲み物>野菜ジュース
 <副食>だし巻き玉子、春巻き、鶏肉の照り揚げ、鮭米粉フライ
 三色のおかか和え、ミニトマト
 <デザート>フルーツ白玉、お祝いクレープ(いちご)

- 【お祝い給食の日程】
 3月 4日(水) 滝野南小学校・東条学園後期課程
 3月 9日(月) 社会学園中学校
 3月10日(火) 滝野東小学校・滝野中学校
 3月11日(水) 社会学園小学校



栄養教諭より
今年度も残りわずかとなりました。みなさんはこの1年、元気に過ごすことはできましたか?春は卒業や入学、進級と節日の季節です。栄養バランスのよい食事をしっかり食べて、新しい生活を元気に迎えられるようにしてくださいね。



日	主食	牛乳	こんだてめい	赤のなかま おもに体をつくるものになる	黄のなかま おもにエネルギーのもとになる	緑のなかま 体の調子をとのえる	栄養摂取量 ()内は中学生		
							1杯あたり kcal	たん白質 g	
11 水	パン	○	ポトフ たらフライのオーロラソースかけ たいずのフレンチサラダ	ぎゅうにゅう ミニウイナー たらごめコフライ たいず、まぐろあぶらづけ	コッペパン じゃがいも、オリーブあぶら あぶら、ノンエッグマヨネーズ さとう	にんじん、たまねぎ、キャベツ スイートコーン、パセリ きゅうり	656 (849)	29.7 (37.7)	
12 木	ごはん	○	ぶたじる さばのおおやき れんこんのきんぴら	ぎゅうにゅう ぶたにく、やきどろみ、あぶらあげ みそ、さば さつまあげ	ごはん さとう、 さとう、ごま、あぶら	にんじん、だいこん、ごぼう こんにゃく、ねぎ れんこん	645 (819)	25.5 (31.0)	
13 金	ごはん	○	ごもくやさしいため たまねぎコロケ ブロッコリーのごまあえ	ぎゅうにゅう ぶたにく、ちくわ かつおぶし	ごはん あぶら、たまねぎコロケ ごま、さとう	キャベツ、にんじん、たまねぎ もやし、ピーマン ブロッコリー	636 (788)	22.1 (26.4)	
16 月	ごはん	○	とうふのみそしる だしまきたまごのあんかけ にくとごぼうのうまに	ぎゅうにゅう かまぼこ、とうふ、みそ だしまきたまご ぎゅうにく	ごはん さとう、でんぷん	にんじん、たまねぎ えのき、ねぎ ごぼう、しょうが	614 (769)	26.2 (30.9)	
17 火	ありがとう給食 げんりよう はなやか ごはん	○	くたくさんコンソメスープ ポテトとおこめのチキンカツ ビーンズサラダのごまマヨあえ いちごのスティックケーキ	ぎゅうにゅう チキンウイナー チキンカツ たいず、ひよこまめ、とりささみ	はなやかごはん じゃがいも、あぶら ごま、さとう、ノンエッグマヨネーズ いちごケーキ	にんじん、キャベツ たまねぎ、パセリ えだまめ、スイートコーン きゅうり	698 (859)	24.4 (28.7)	
18 水	げんりよう パン	○	ツナスパゲティ チキンウイナーのクチャップかけ 小2ほん 中1ほん ブロッコリーとにんじんのマリネ	ぎゅうにゅう まぐろあぶらづけ、ベーコン チキンウイナー	コッペパン スパゲティ さとう、でんぷん、オリーブあぶら	にんじん、たまねぎ、キャベツ マッシュルーム、パセリ ブロッコリー	628 (818)	28.8 (38.1)	
19 木	ごはん	○	レタススープ あじのねぎみそかけ ピピンバ	ぎゅうにゅう ベーコン あじ、みそ ぶたにく	ごはん じゃがいも、ごまあぶら さとう、でんぷん、ごま	レタス、たまねぎ、にんじん ねぎ、ぜんまい、こんにゃく ほうれんそう、もやし	607 (778)	30.2 (36.8)	
23 月	ごはん	○	ハヤシライス きゅうりとコーンのツナマヨあえ ヨーグルト	ぎゅうにゅう ぶたにく まぐろあぶらづけ ヨーグルト	ごはん ノンエッグマヨネーズ	たまねぎ、にんじん マッシュルーム、こんにゃく きゅうり、スイートコーン	618 (779)	22.0 (26.5)	
マークの日は、 かみかみメニュー の日です。マークの日はスプーンがあります。 ※太字の食品は、 加東市産・兵庫県産 を使用する予定です。 ※物資等の都合により、献立を変更する場合があります。							今月の平均栄養価	629 (802)	25.9 (32.2)

各栄養摂取量は、
上段が小学校3・4年生
下段が中学校の数値です。

1年間の給食時間を
ふり返ろう！

①給食当番の身支度は
しっかりできましたか？



②給食の前に石けんできれ
いに手を洗いましたか？



③食事のあいさつは
しっかりできましたか？



④よくかんで食べましたか？



◎加東市でとれる野菜や果物を
知ることができましたか？



今年度のかとう夢プランを振り返ろう！

平成25年から実施している「かとう夢プラン
楽しみのある学校給食特別メニュー」を、今年度
も毎月提供しました。兵庫県産の牛乳をはじめ、
加東市産や兵庫県産の食材を、地元生産者や納入
業者の方々のご協力のもと提供できました。()の
食材は加東市産・兵庫県産で1年間を振り返

4月25日(金)
『入学・お祝い給食』

- 減量赤飯
- 豆腐の味噌汁
- 和風サラダ
- 牛乳
- 鶏肉の照り揚げ
- さくらゼリー

5月8日(木)
『こどもの日献立』

- 五目ごはん
- 若竹汁
- 小松菜ともやしのごま和え
- 牛乳
- 鯉の生姜

6月24日(火)
『旬を味わう！加東のめぐみ献立』

- ごはん
- 加東市産野菜カレー (玉ねぎ・人参)
- じゃがいも・ズッキーニ
- 牛乳

7月15日(火)
『加東市産夏野菜献立』

- ごはん
- 夏野菜カレー (豚肉・玉ねぎ・かぼちゃ・なす)
- じゃがいも・ズッキーニ・ピーマン
- 牛乳

9月18日(木)
『加東市産オリジナル給食』

- ごはん
- 五目野菜炒め (豚肉・ピーマン・玉ねぎ・もやし)
- 加東市産コロケ (じゃがいも・玉ねぎ)
- 牛乳

10月14日(火)
『秋の味覚をたのしもう！加東のめぐみ献立』

- ごはん
- 豆腐の味噌汁 (玉ねぎ)
- 加東市産コロケ (じゃがいも・玉ねぎ)
- 牛乳

11月10日(月)
『地域の名産！播州百日どり給食』

- ごはん
- きのこのすまし汁 (しいたけ)
- 百日どりの唐揚げ (播州百日どり)
- 牛乳

12月19日(金)
『冬のお楽しみ献立』

- 減量キャロットピラフ
- さつまいもシチュー (さつまいも・玉ねぎ)
- グリルチキン
- 牛乳

1月8日(木)
『お正月献立』

- ごはん
- 雑煮 (かぶ・白菜・しいたけ)
- 鰯の照り焼き
- 紅白なます (大根)
- 牛乳

2月13日(金)
『バレンタイン献立』

- キャロットピラフ
- 白いんげん豆のスープ (玉ねぎ)
- 鶏肉の照り揚げ
- 大根サラダのドレッシング和え
- 牛乳

3月3日(火)
『ひなまつり献立』

- ちらし寿司
- ふのすまし汁 (玉ねぎ)
- 鶏肉の照り揚げ
- 牛乳